調理師のみなさまへ

令和８年度は調理師業務従事者届出の該当年です。

調理業務に従事している調理師の方は、
令和８年１２月３１日現在の調理師業務従事状況を
令和９年１月１５日までに届け出てください。※

※ 調理師法で、２年ごとに就業地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられています。

◆届出が必要な調理師の方◆

令和８年１２月３１日現在、次の（1）～（2）の要件すべてに該当する方

（1）調理師免許をお持ちの方（調理師免許証の交付を受けている方）
（2）群馬県内の次の施設で調理業務に従事されている方（パート・アルバイトの方も含みます。）

給食施設	寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他（多数人に対して飲食物を供与している施設）
営業施設	飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業

◆提出方法◆

以下の（1）又は（2）いずれかの方法で提出してください。

おすすめ！
届出期間内は
いつでも届出可

(1)オンラインによる届出
ぐんま電子申請受付システムにアクセスし、必要事項を入力してください。

アクセス方法①：右の二次元コードを読み込む
方法②：群馬県ホームページで「調理師業務従事者届」と検索
方法③：ＵＲＬ（https://logoform.jp/f/HWocj）を直接入力

(2)書面による届出（郵送または持参）
この用紙に添付されている様式（コピー可）に記入してください。
様式は群馬県ホームページからもダウンロードできます。

提出先：就業地を管轄する保健福祉事務所又は保健所（4枚目参照）

◆届出期間◆

令和９年１月１日～１月１５日
（書面を持参する場合、土曜日、日曜日、祝日及び年始の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分）

◆その他◆

●調理師名簿登録内容についての電話でのお問い合せは、ご本人であることが確認できないためお受けできません。
●群馬県知事発行の調理師免許証を紛失された方は、再交付の手続きをしてください。
●氏名や本籍地の都道府県が変更になった場合は30日以内に書換え申請が必要です。
●再交付・書換えは、住所地の保健福祉事務所又は保健所で手続きをしてください。
（群馬県以外の調理師免許の再交付・書換えについては、免許発行の都道府県にお問い合わせください。）

群　馬　県

◆記入上の注意点◆

○ 令和8年12月31日現在の状況を入力（記入）してください。

○ ＊印のあるコード記入欄は、下のコード表を参照し、記入してください。

○ 該当する文字又は数字を○で囲んでください。

○ 年月日のわく内に数字を記入する際は、右につめて記入してください。

（記入例）
昭和48年7月1日の場合

① 昭和	年		月		日	
2 平成	4	8		7		1

○ 業務に従事する場所の施設区分は、下の表を参考にしてください。
従事施設が「給食施設」で、その施設が飲食店営業の許可施設（業務委託）である場合は、「業務に従事する場所」の区分は、1～7又は12に○を付け、「名称」は従事施設名と受託業者名の両方を記入してください。

（記入例） ○○病院内の△△給食会社に勤務している場合

従事施設名	外部委託の場合の受託施設名
○○病院	△△給食会社

1 寄宿舎	社員寮、学生寮等
2 学校	学校（幼稚園から大学）、専修学校、学校給食センター、幼稚園型認定こども園等
3 病院	患者への給食等
4 事業所	会社、工場、事業場、官公署等の食堂等
5 社会福祉施設	児童福祉施設（保育所、乳児院等）、障害者支援施設、 老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、 老人短期入所施設、老人デイサービスセンター等）等
6 介護老人保健施設	介護保険法に規定する介護老人保健施設
7 矯正施設	刑事施設、少年院、少年鑑別所等
8 飲食店営業	飲食店、仕出屋、弁当屋、旅館、ホテル等の営業施設
9 魚介類販売業	店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業施設
10 そうざい製造業	通常副食物として供される煮物、焼物、蒸し物、あえ物等を製造する営業施設
11 複合型そうざい製造業	そうざい製造業と併せて、食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品を製造する営業を除く）、麺類製造業に係る食品を製造する営業施設
12 その他	自衛隊、一般給食センター、住宅型有料老人ホーム、サ高住、他1～11に属さない施設

＊ 都道府県コード

北海道	０１	埼玉県	１１	岐阜県	２１	鳥取県	３１	佐賀県	４１
青森県	０２	千葉県	１２	静岡県	２２	島根県	３２	長崎県	４２
岩手県	０３	東京都	１３	愛知県	２３	岡山県	３３	熊本県	４３
宮城県	０４	神奈川県	１４	三重県	２４	広島県	３４	大分県	４４
秋田県	０５	新潟県	１５	滋賀県	２５	山口県	３５	宮崎県	４５
山形県	０６	富山県	１６	京都府	２６	徳島県	３６	鹿児島県	４６
福島県	０７	石川県	１７	大阪府	２７	香川県	３７	沖縄県	４７
茨城県	０８	福井県	１８	兵庫県	２８	愛媛県	３８		
栃木県	０９	山梨県	１９	奈良県	２９	高知県	３９		
群馬県	１０	長野県	２０	和歌山県	３０	福岡県	４０		

＊ 市町村コード

市		北群馬郡		吾妻郡		佐波郡	
前橋市	２０１	榛東村	３４４	中之条町	４２１	玉村町	４６４
高崎市	２０２	吉岡町	３４５	長野原町	４２４	邑楽郡	
桐生市	２０３	多野郡		嬬恋村	４２５	板倉町	５２１
伊勢崎市	２０４	上野村	３６６	草津町	４２６	明和町	５２２
太田市	２０５	神流町	３６７	高山村	４２８	千代田町	５２３
沼田市	２０６	甘楽郡		東吾妻町	４２９	大泉町	５２４
館林市	２０７	下仁田町	３８２	利根郡		邑楽町	５２５
渋川市	２０８	南牧村	３８３	片品村	４４３		
藤岡市	２０９	甘楽町	３８４	川場村	４４４		
富岡市	２１０			昭和村	４４８		
安中市	２１１			みなかみ町	４４９		
みどり市	２１２						

調理師業務従事者届

（この欄は記入しないこと）

保健所・保健福祉事務所コード	受付番号

令和8年12月31日現在

フリガナ						性別	1 男 2 女	
氏　　名								
生年月日	1 昭和 2 平成	年		月		日		
年齢	歳							
住　　所	〒							
電話番号	（　　）							－
調理師名簿登録	登録を受けた都道府県名			登録番号	第　　号			
	＊都道府県コード							
	登録年月日	1 昭和 2 平成 3 令和	年		月		日	
業務に従事する場所	1 寄宿舎 2 学校 3 病院 4 事業所 5 社会福祉施設 6 介護老人保健施設 7 矯正施設 8 飲食店営業 9 魚介類販売業 10 そうざい製造業 11 複合型そうざい製造業 12 その他							
	所在地	〒 群馬県　　市　　町 郡　　村						
	＊市町村コード							
	電話番号	（　　）						－
	名称	従事施設名			外部委託の場合の受託施設名			
所属調理師会	1 （一社）群馬県調理師会 2 （一社）全日本司厨士協会北関東地方本部 3 群馬県中華調理師会 4 その他（会名：　　） 5 所属していない							
調理師研修会案内希望の有無	●群馬県で開催する調理師研修会の案内の送付 （調理師として技術や知識の更新は重要ですので、ご活用ください。） 1 希望あり　　2 希望なし							
備考								

（注）

1　記入上の注意点を参照し、記入すること。

2　研修会の案内の送付を希望された場合、当面の間、この届に記載された従事施設あてに群馬県が開催する調理師研修会のご案内をさせていただきます。

◆保健福祉事務所・保健所一覧◆

保健福祉事務所・保健所	管轄市町村			住所	電話
前橋市保健所	前橋市			前橋市朝日町３丁目36-17	027-220-5781
高崎市保健所	高崎市			高崎市高松町5-28	027-381-6111
渋川保健福祉事務所	渋川市	榛東村	吉岡町	渋川市金井394	0279-22-4166
伊勢崎保健福祉事務所	伊勢崎市	玉村町		伊勢崎市下植木町499	0270-25-5066
安中保健福祉事務所	安中市			安中市高別当336-8	027-381-0345
藤岡保健福祉事務所	藤岡市	上野村	神流町	藤岡市下戸塚2-5	0274-22-1420
富岡保健福祉事務所	富岡市 甘楽町	下仁田町	南牧村	富岡市田島343-1	0274-62-1541
吾妻保健福祉事務所	中之条町 草津町	長野原町 高山村	嬬恋村 東吾妻町	中之条町西中之条183-1	0279-75-3303
利根沼田保健福祉事務所	沼田市 昭和村	片品村 みなかみ町	川場村	沼田市薄根町4412	0278-23-2185
太田保健福祉事務所	太田市			太田市西本町41-34	0276-31-8243
桐生保健福祉事務所	桐生市	みどり市		桐生市相生町２丁目351	0277-53-4131
館林保健福祉事務所	館林市 千代田町	板倉町 大泉町	明和町 邑楽町	館林市大街道1丁目2-25	0276-72-3230

※届出提出先：就業地を管轄する保健福祉事務所又は保健所